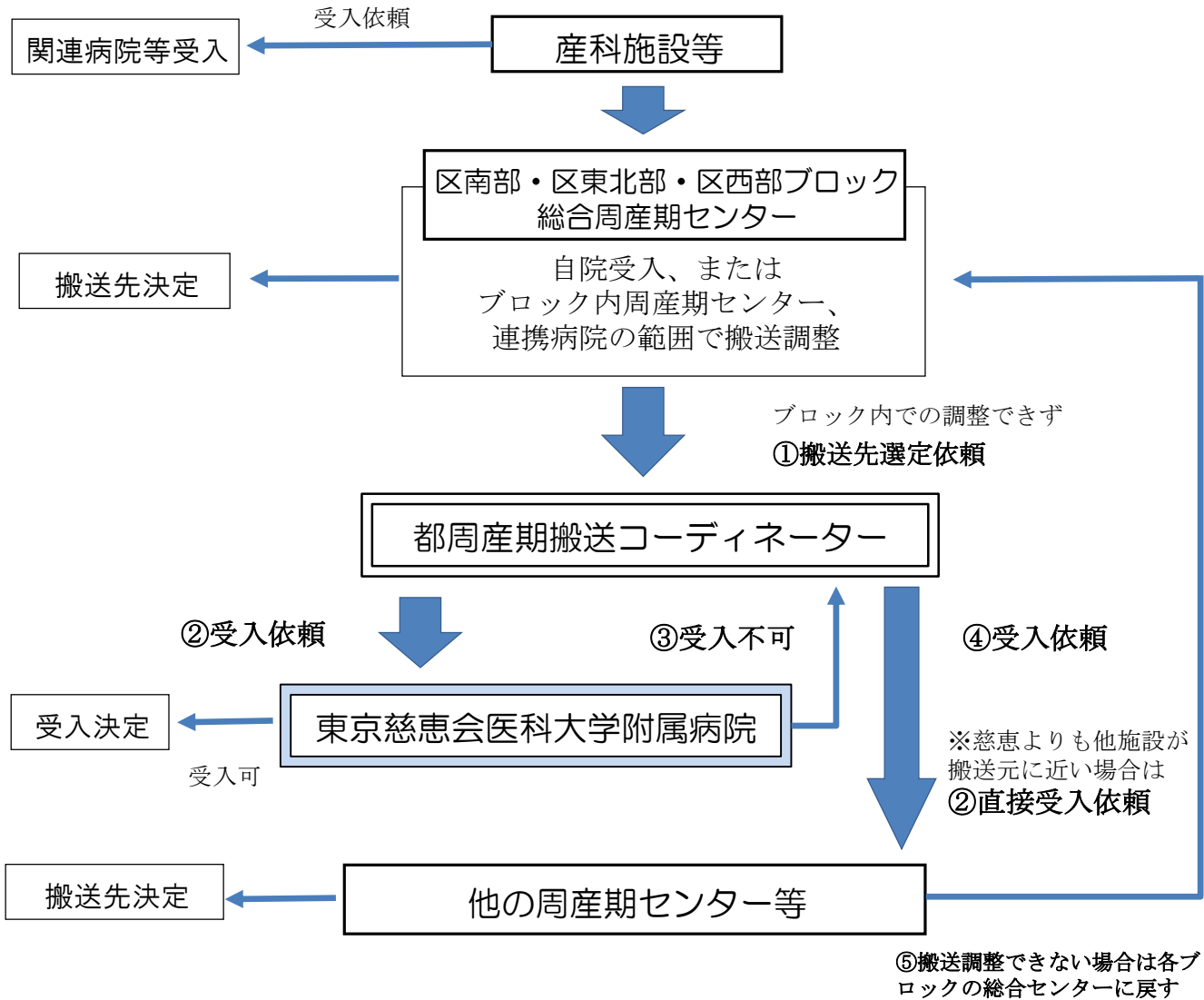


区南部、区東北部、区西部ブロックにおける搬送調整の流れについて

令和2年12月1日付で東京慈恵会医科大学附属病院を総合周産期母子医療センターに指定することに伴い、東京慈恵会医科大学附属病院が属する区中央部ブロックと、区南部・区東北部・区西部ブロックの状況を勘案し、同施設を「区南部・区東北部・区西部ブロック支援の役割を担う総合周産期センター」として位置付け、令和2年12月1日以降は、上記ブロックにおける搬送調整の流れを下記のとおりとする。

《区南部・区東北部・区西部ブロックにおける搬送調整の流れ（転院搬送）》



①区南部・区東北部・区西部ブロックの総合周産期センターは、ブロック内の搬送調整が不調の場合、都周産期搬送コーディネーターへ搬送先選定依頼を行う。

②都周産期搬送コーディネーターは、上記3区部ブロックの総合周産期センターからの依頼を受け、第一に慈恵へ受入の依頼を行う。但し、慈恵よりも他の周産期センター等の方が依頼元産科施設等に近いと判断される場合等は、第一に他の周産期センター等へ依頼することも可とする。

③慈恵での受入不可の場合、④都周産期搬送コーディネーターは他の周産期センター等へ依頼を行う。

⑤搬送調整が不調の場合、都周産期搬送コーディネーターは、上記3区部のブロック総合周産期センターへ連絡し、以後は総合周産期センターの責任により対処する（総合戻し）。